

「森林サービス産業推進地域」登録実施規定

「森林サービス産業推進地域」運営事務局

「森林サービス産業推進地域」（以下「推進地域」という。）の登録については、「森林サービス産業推進地域」登録公募要領（以下「要領」という。）定めるところによるほか、本規定によるものとする。

（推進地域の要件）

第1条 推進地域は、次のすべてを満たす地域とする。

- （1）申請者について、要領3（1）に規定する「申請者の要件」を満たしていること。
- （2）地域における「森林サービス産業」創出の戦略・ビジョンが策定されているか、近く策定予定であること。（申請書（様式1）3．関連）
- （3）地域における「森林サービス産業」の取組状況が明確であること。また、地域における「森林サービス産業」の取組状況について、観光・健康・教育分野のうち1つ以上の分野で「構想段階」以上にあること。（申請書（様式1）4．関連）
- （4）申請者について、広く地域内外の事業者等との連携・協働により、地域における「森林サービス産業」の創出・推進に努める意思が確認できること。（申請書（様式1）6．～10．関連）

（推進地域の登録）

第2条 「森林サービス産業推進地域」運営事務局（以下「事務局」という。）は、申請者からの申請書の提出を受け、前条の推進地域の要件を満たすとともに、既に推進地域に登録されている地域ではない場合、当該地域を「森林サービス産業推進地域」に登録することとする。（様式1、2）

（登録情報の変更）

第3条 申請者は、推進地域の登録情報に変更が生じた際には、遅延なく、事務局に報告するものとする。登録内容変更申請書（様式3、4）

（登録の取下げ）

第4条 申請者は、事務局に対して、推進地域の登録取下げの意向を報告することにより、登録を取り下げることができるものとする。登録取下報告書（様式5）

（登録の取消し）

第5条 事務局は、次のいずれかに該当する場合、推進地域の登録を取り消すことができる。

- （1）倒産・解散などの理由により、申請者である団体が消滅したとき
- （2）推進地域において「森林サービス産業」の取組が行われなくなったとき
- （3）その他、事務局が必要と認めたとき

附 則

この規定は、令和5年6月9日から施行する。（最終改定：令和6年1月18日）